

第1章 車両法

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的…6

- 1…①公証／②公共の福祉
- 2…①環境／②整備事業
- 3…技術の向上
- 4…①安全性の確保／②技術の向上
- 5…①公害の防止／②公共の福祉
- 6…①道路運送車両／②技術の向上
- 7…①公証／②技術
- 8…①安全性／②整備事業

2 用語の定義…6

- 1…× (「軽車両」の記載不足)
- 2…道路運送車両
- 3…自動車
- 4…自動車
- 5…陸上

3 自動車の種別…7

- 1…原動機
- 2…大きさ
- 3…構造
- 4…①構造／②定格出力
- 5…①大きさ／②原動機
- 6…①3.40／②1.48

2. 自動車の登録制度

2 新規登録の申請…9

- 1…①保安基準適合証／②小型自動車

3 自動車登録番号標の封印…9

- 1…○
- 2…整備
- 3…自動車登録番号標

8 自動車登録番号標の表示…11

- 1…被覆
- 2…表示し
- 3…①被覆／②識別
- 4…被覆

9 車台番号等の打刻…12

- 1…打刻してはならない
- 2…打刻
- 3…①車台番号／②打刻

10 打刻の塗まつ等の禁止…12

- 1…識別
- 2…整備
- 3…①車台番号／②整備
- 4…①打刻／②識別
- 5…①塗まつ／②整備

3. 保安基準

1 保安基準…14

- 1…①車輪
- 2…①車両重量
- 3…乗車定員
- 4…最大積載量
- 5…操縦
- 6…運行
- 7…使用
- 8…①技術基準／②運行

4. 自動車の点検整備制度

1 点検及び整備の義務…16

- 1…× (所有者⇒使用者)
- 2…保安基準
- 3…①整備／②保安基準
- 4…①点検／②整備
- 5…× (所有者の義務⇒使用者の義務)

2 日常点検整備…16

- 1…× (所有者⇒使用者)

3 定期点検整備…17

- 1…× (6ヶ月⇒3ヶ月)
- 2…× (別表第4⇒別表第3)
- 3…○
- 4…○
- 5…①6月／②別表第5
- 6…①6月／②第5

- 7…×（1年ごと⇒6月ごと、別表第6⇒別表第5）
- 8…×（レンタカーであるため3月ごとで別表第3）
- 9…○
- 10…×（3月ごと）
- 11…○
- 12…×（2年ごと⇒1年ごと）
- 13…○

4 点検整備記録簿…19

- 1…自動車の使用者
- 2…完了
- 3…点検整備記録簿
- 4…①点検整備記録簿／②点検
- 5…①点検／②完了

6 整備命令…21

- 1…×（所有者⇒使用者）
- 2…○
- 3…×（必要な整備を行い現車を提示し、命令が取り消された後でなければ取り除くことができない）
- 4…15
- 5…6月

5. 自動車の検査制度

1 自動車の検査及び自動車検査証…22

- 1…有効
- 2…①有効／②運行
- 3…①知覚／②認識

2 新規検査…23

- 1…新規登録

3 自動車検査証の有効期間…23

- 1…2年
- 2…①1／②2
- 3…○
- 4…×
- 5…×（乗車定員10人以下であるため検査証有効期間は2年となる）

4 自動車検査証の有効期間の起算日…24

- 1…×（新検査証の有効期間の起算日は令和6年2月1日）

- 2…○（継続検査は有効期間満了日の1月前までの間に行われたため、新検査証の有効期間の起算日は令和4年1月13日となる）

3…○

5 継続検査…25

- 1…○
- 2…有効期間
- 3…提示
- 4…①有効期間／②提示／③継続検査
- 5…①提示／②提出
- 6…点検整備記録簿
- 7…×（特定整備記録簿⇒点検整備記録簿）
- 8…あらかじめ

7 自動車検査証の備付け及び検査標章…27

- 1…検査標章
- 2…①検査標章／②運行
- 3…①自動車検査証／②検査標章
- 4…○
- 5…検査標章
- 6…内側
- 7…運転者室
- 8…①内側／②左上部

8 自動車検査証記録事項の変更…28

- 1…×（30日⇒15日）
- 2…×（所有者⇒使用者）
- 3…その事由があった日
- 4…15

13 限定自動車検査証…29

- 1…○

14 自動車部品を装着した場合の取扱い…30

- 1…×（長さが一定範囲オーバー）
- 2…×（長さが一定範囲オーバー）
- 3…○
- 4…○
- 5…×（車両重量±50kg）
- 6…×（長さ±3cm、幅±2cm）
- 7…×（車両重量±50kg）

6. 認証制度

2 認証…32

- 1…経営

2…認証

3 認証基準…32

1…×

2…×

3…○

5 特定整備の定義…35

1…×

2…○

3…×

4…○

5…○

6…○

7…× (一時的であっても車体前部となるフロントバンパの脱着は特定整備となる)

6 特定整備事業者の標識…36

1…○

2…× (任意の場所⇒公衆の見易いように)

3…標識

7 特定整備事業者の義務…36

1…○

2…①特定整備

3…保安基準

8 特定整備記録簿…36

1…依頼者

2…①完了／②依頼者

3…× (自動車検査員の氏名⇒整備主任者の氏名、指定番号⇒認証番号)

4…×

5…× (請求の有無に係わらず交付しなければならない)

6…×

7…○

8…× (特定整備事業者として規定事項を記載する必要があるが指定番号の記載は求められていない)

10 特定整備事業者の遵守事項…37

1…○

2…○

3…運営

4…遵守

5…①励行／②運営

6…× (掲示が必要)

7…料金

8…○

9…○

10…概算見積り

11…エーミング

12…×

13…×

14…×

11 整備主任者…40

1…×

2…×

13 不正改造等の禁 4140

1…何人も

2…有効な

3…保安基準

4…改造

7. 指定制度 (工場関係)

1 指定自動車整備事業の指定…42

1…自動車検査員

2…①管理組織／②検査／③自動車検査員

3 検査の設備の基準…43

1…サイドスリップ

4 作業場等の基準の解釈…44

1…○

5 対象自動車の指定…45

1…× (乗車定員 $3 + (42/1.5) = 31$ 人となるため、普 (大) が必要)

2…○ (乗車定員 $3 + (39/1.5) = 29$ 人であり、普 (中) の対象内である)

3…× (乗車定員 $3 + (42/1.5) = 31$ 人となるため、普 (大) が必要)

4…× (普 (小) は最大積載量 $2t$ まで)

5…×

6…○ (小型自動車であるため)

6 検査用機器の共用…46

1…○

7 設備の維持…47

1…①設備

2…①設備／②維持

.....
8 検査用機器の校正…47

- 1…1年
- 2…①備付け／②1年
- 3…①校正／②1年
- 4…× (保存は1年間)
- 5…○
- 6…○

8. 指定制度 (検査員関係)

.....
1 自動車検査員の選任…48

- 1…15日
- 2…× (30日⇒15日)

.....
2 自動車検査員の兼任…48

- 1…○
- 2…×

.....
3 自動車検査員の要件…49

- 1…教習
- 2…○
- 3…○
- 4…○

.....
4 自動車検査員の解任…50

- 1…不正
- 2…解任
- 3…①不正／②違反
- 4…× (1年⇒2年)
- 5…×
- 6…2年

.....
5 自動車検査員の研修…50

- 1…①研修
- 2…○

9. 指定制度 (保安基準適合証関係)

.....
1 指定事業者による保安基準適合証等の交付…51

- 1…整備
- 2…①保安基準／②整備／③依頼者
- 3…①保安基準／②整備／③証明
- 4…× (標章の交付は不可)
- 5…× (一時抹消登録車には、保安基準適合標章は交付できない)
- 6…承諾

7…×

8…× (自社で点検整備を行う)

9…× (点検整備が完了したとはみなされない)

10…×

.....
2 保安基準適合証等の交付範囲と現車提示の省略…52

- 1…× (最大積載量は1t以下)
- 2…×
- 3…○
- 4…× (普通自動車は否)
- 5…× (幼児専用車は現車提示が必要)

.....
3 指定事業者の点検の基準…54

- 1…使用
- 2…無段
- 3…①使用／②特殊
- 4…①使用／②保安基準／③特殊
- 5…× (指定規則別表第4⇒指定規則別表第3)

.....
4 自動車検査員による証明 (証明方法)…56

- 1…○
- 2…○
- 3…○
- 4…自動車検査員
- 5…記名

.....
5 自動車検査員による証明 (同一性の確認等)…56

- 1…× (写しは不可)
- 2…○
- 3…①構造等

.....
6 自動車検査員による証明 (一時抹消登録車の取扱い)…56

- 1…同一

.....
7 自動車検査員による検査 (法令)…58

- 1…燃料装置
- 2…①同一／②容易に
- 3…①保安基準／②操縦装置
- 4…①車両総重量／②最大安定傾斜角度／③取付の緩み／④物品積載装置／⑤反射器
- 5…①同一／②最低地上高／③オパシメータ／④亀裂／⑤視野
- 6…①車両重量／②車両総重量／③がた／④容易／⑤電気

7…①最低地上高／②緩み／③燃料／④前面ガラス／⑤反射器

8…×（他の自動車検査員では不可）

9…○

9 自動車検査員の服務…66

1…×

10 自動車検査員の作業区分…66

1…○

2…×（油脂液類の交換は否）

3…×

11 保安基準適合証等の有効期間…67

1…検査

2…第4項の検査

3…×（令和5年7月19日⇒令和5年7月18日）

4…○

5…○

6…○

7…○

8…○

12 保安基準適合証を提出した場合の取扱い（現車提示の省略）…68

1…提出

13 保安基準適合標章の表示…69

1…×（車台番号⇒自動車登録番号）

2…×

3…有効期間

14 保安基準適合証の取扱い（記載方法）…69

1…×（最初に⇒最後に）

2…×（全員が署名及び押印する）

3…×

15 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止等）…70

1…○

2…×（1年間⇒2年間）

3…○

16 走行距離計表示値の取扱い…70

1…○

17 保安基準適合証の取扱い（最終検査申請日）

…71

1…○

18 自賠償保険証明書の備付け…72

1…○

2…×

19 自賠償保険証明書の提示…72

1…○

2…○

3…×

4…×（自賠償保険の有効期間は終了日の午前12時であるため、半日分不足）

20 限定保安基準適合証…73

1…○

2…限定保安基準適合証

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1 指定整備記録簿（記載事項）…74

1…自動車検査員

2…依頼者

3…①検査／②自動車検査員

4…①検査／②自動車検査員／③依頼者

2 指定整備記録簿（保存期間）…75

1…○

2…×

4 罰則の適用…76

1…○

2…○

3…交付

4…①自動車検査員／②公務

5…①交付／②公務

6…公務

5 保安基準適合証の交付の停止…77

1…取り消す

6 指定事業者の変更届及び標識…77

1…○

2…×（自動車整備用機械器具⇒自動車検査用機械器具）

3…30日

4…標識

7 不正使用等の禁止…78

- 1…使用
- 2…①偽造
- 3…①保安基準適合標章／②使用

第2章 保安基準

1. 自動車の構造関係

1 用語の定義…80

- 1…× (設問は審査時車両状態を示す)
- 2…× (乗車定員の人員は乗車しない)
- 3…○

2 不適切な補修等…81

- 1…× (灯火器本体の取り外しも必要)
- 2…×

3 長さ、幅及び高さ…82

- 1…3.8
- 2…① 12 / ② 13 / ③ 2.5 / ④ 3.8
- 3…○ (上限である 12m を越えないこと)

4 最低地上高…83

- 1…○ (9 cm 以上であること)
- 2…×
- 3…× ($290 \div 2 \times 0.04 + 4 = 5.8 + 4 = 9.8$
1 cm 未満切り捨て = 9 cm 以上あればよい)

6 安定性…84

- 1…20
- 2…① 20 / ② 18
- 3…× ($6,415 \div 5,750 \div 1.115 \leq 1.2$ 従って、 30° でよい)
- 4…○ ($7,995 \div 4,880 \div 1.638 > 1.2$ 従って、 35° が適用される)
- 5…× ($2,830 \div 2,500 = 1.132 \leq 1.2$ 従って、 30° でよい)
- 6…× ($7,965 \div 3,500 \div 2.2 > 1.2$ 従って、 35° が適用される)

7 最小回転半径…85

- 1…× (最内側⇒最外側)
- 2…×
- 3…○

2. 自動車の装置一般

2 速度抑制装置…86

- 1…90
- 2…×
- 3…×

3 走行装置 (軽合金製ディスクホイール) …87

- 1…500

4 走行装置 (空気入ゴムタイヤ) …87

- 1…○
- 2…○
- 3…×
- 4…1.6

6 制動装置…88

- 1…○
- 2…○
- 3…×
- 4…×

9 燃料装置…89

- 1…○
- 2…○
- 3…○
- 4…× (200mm 以上離れていること)

10 電気装置…90

- 1…× (次の表示がなされていること)



3. 自動車の車体関係

1 車枠及び車体 (走行装置の回転部分) …91

- 1…30
- 2…○ (貨物是否)

2 車枠及び車体 (エア・スポイラ) …92

- 1…① 2.8 / ② 165
- 2…① 20 / ② 165
- 3…① 2.8 / ② 20 / ③ 165

3 車枠及び車体 (側面方向指示器の突出) …94

- 1…○

.....
4 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング） …94

- 1 …①2 / ②1 / ③3 / ④2 / ⑤20 / ⑥11
2 …○（後方へ突出して積載するおそれがないため、「3分の2」以下が適用 4.9m × 2/3 ≒ 3.2m）
3 …×（490cm × 2 / 3 ≒ 326cm ≧ 250cm）
4 …×（385cm × 1 / 2 = 192.5cm < 200cm）

.....
5 車体表示…95

- 1 …×（積載物品名の表示も必要）
2 …×（最大積載量の表示も必要）

.....
6 巻込防止装置…95

- 1 …600
2 …×（上縁 650mm 以上）
3 …×（下縁 450mm 以下）
4 …×
5 …○
6 …○

.....
7 突入防止装置…96

- 1 …3.5
2 …100
3 …100
4 …100
5 …100
6 …×（550mm 以下であること）
7 …×（地上 550mm 以下であるため適合）
8 …○（550mm 以下であること）

4. 自動車の室内関係

.....
1 乗車装置…99

- 1 …○（足かけ及び握り手が必要）

.....
2 運転者席…99

- 1 …2
2 …①1 / ②2
3 …○
4 …×
5 …○
6 …○

.....
4 座席ベルト…101

- 1 …×（平成 24 年 7 月 1 日以降の製作車は第二種座席ベルトが必要）
2 …○

3 …×

.....
5 座席ベルト非装着時警報装置…103

- 1 …○（平成 7 年 3 月 31 日以前に製作された輸入車は装備要件なし）
2 …×
3 …○（全ての席に装備要件なし）
4 …○（前列席のみでよい）

.....
6 頭部後傾抑止装置…104

- 1 …○（車両総重量 3.5t 超の貨物は不要）
2 …○
3 …○
4 …×（車両総重量 3.5t 以下の貨物は必要）

.....
11 非常口…106

- 1 …×（赤色⇒緑色）
2 …×（有効幅 300mm 以上必要）

.....
12 物品積載装置…106

- 1 …1.5
2 …1.3
3 …① 1.5 / ② 1.3
4 …① 1.5 / ② 1.3
5 …○（3.05m × 1.60m × 0.32m = 1.56…m³
0.1m³未満切り捨て⇒1.5m³
2t ÷ 1.5m³ = 1.333…t/m³ ≧ 1.3t/m³）
6 …○

.....
14 窓ガラス（貼付物等）…108

- 1 …125
2 …① 100 / ② 125
3 …① 100 / ② 125
4 …20
5 …×（20%の範囲内であるため可視光線透過率不問）
6 …○

5. 自動車の騒音・排ガス関係

.....
1 騒音防止装置（消音器）…110

- 1 …×（取外しは否）

.....
5 排出ガス等の発散防止装置（排気管）…112

- 1 …×（最外側（幅方向）への突出は否）
2 …×

6. 自動車の灯火関係

1 走行用前照灯…113

- 1…× (白色であること)
- 2…× (走行用前照灯の取付位置の規定はない)
- 3…×

2 すれ違い用前照灯…114

- 1…○

3 前部霧灯…115

- 1…○
- 3…○
- 3…250
- 4…250
- 5…① 800 / ② 250
- 6…① 800 / ② 250
- 7…× (最外側から 400mm 以内であること)

5 車幅灯…116

- 1…○
- 2…○
- 3…○
- 4…× (橙色であってもよい)

7 前部反射器…118

- 1…○

8 側方灯・側方反射器…118

- 1…6
- 2…6
- 3…① 6
- 4…10
- 5…① 150 / ② 10

9 番号灯…120

- 1…20
- 2…× (一部不点灯は不可)

10 尾灯…120

- 1…350
- 2…2,100
- 3…① 2,100 / ② 350
- 4…○ (最外側にあるものの照明部の最外縁が 400mm 以内であるため適合)
- 5…×

11 後部霧灯…121

- 1…○

- 2…× (左側⇒右側)

12 後部反射器…122

- 1…× (牽引自動車は三角形以外)
- 2…250
- 3…① 1500 / ② 250

13 大型後部反射器…122

- 1…7
- 2…○
- 3…○ (1個、2個又は4個であること)

14 制動灯…124

- 1…20
- 2…① 100 / ② 20

15 補助制動灯…125

- 1…○ (乗車定員 10 人以上の乗用自動車は装備義務なし)
- 2…○
- 3…× (平成 22 年 1 月 1 日以降の製作車は装備義務あり)
- 4…×
- 5…○

16 後退灯…126

- 1…× (長さ 6m 以下は 1 個又は 2 個であること)
- 2…× (長さ 6m 超は 2 個、3 個又は 4 個であること)
- 3…× (2 個を越えて備えるものは側面に取り付けることができる)

17 方向指示器…127

- 1…① 30 / ② 60

18 非常点滅表示灯…127

- 1…○
- 2…120
- 3…① 60 / ② 120
- 4…左右対称

19 その他の灯火等の制限…128

- 1…2.5
- 2…○
- 3…300
- 4…○

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1 警音器…131

- 1…× (自動的に変化は不可)
- 2…×

2 非常信号用具…131

- 1…×

3 後写鏡等…132

- 1…○
- 2…○
- 3…1.8
- 4…1.8

4 直前及び側方の視界…132

- 1…① 1 / ② 30
- 2…○ (ボンネットは突出不可)
- 3…○

6 速度計等…135

- 1…×

7 消火器…135

- 1…○
- 2…○
- 3…×

9 緊急自動車…136

- 1…○

10 道路維持作業用自動車…136

- 1…上部

13 乗車定員…136

- 1…○

8. テスタ等による機能維持確認

1 かじ取車輪の整列状態

(サイドスリップ・テスタ) …137

- 1…1
- 2…5
- 3…① 1 / ② 5
- 4…× (かじ取車輪の全てが検査の対象となる)

2 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器)

…138

- 1…○
- 2…× (上縁 20% 以内は可視光線透過率不問)

3 近接排気騒音の大きさ (騒音計等) …138

- 1…① 50 / ③ 3
- 2…5
- 3…○
- 4…× (3回測定する)
- 5…○

4 CO・HC の濃度 (CO・HC テスタ) …143

- 1…300
- 2…① 2.0 / ② 500
- 3…① 0.5 / ② 2.0
- 4…① 60 / ② 1.0 / ③ 300

5 光吸収係数又は黒煙による汚染度

(オパシメータ又は黒煙測定器) …145

- 1…○
- 2…① 0.40 / ② 0.50
- 3…× ((36% + 23% + 22%) ÷ 3 = 27% となり、黒煙汚染度 25% 以下が適用される自動車であるため否)

6 前照灯の明るさ及び照射方向

(前照灯試験機) …148

- 1…① 100 / ② 5 / ③ 270
- 2…27
- 3…① 15 / ② 20
- 4…① 2 / ② 15
- 5…① 2 / ② 15 / ③ 27
- 6…23
- 7…① 11 / ② 23 / ③ 6,400
- 8…① 20 / ② 150 / ③ 270 / ④ 110 / ⑤ 230 / ⑥ 6,400

8 警音器の音の大きさ (騒音計等) …151

- 1…7
- 2…1.5
- 3…① 7 / ② 112 / ③ 87 / ④ 0.5 / ⑤ 1.5

9 速度計の指度の誤差 (速度計試験機) …152

- 1…31.0
- 2…① 31.0 / ② 42.5
- 3…① 31.0 / ② 44.4
- 4…① 31.0 / ② 42.5
- 5…29.1

第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回

その1

[1] …183

- ①イ (公証) : ②エ (公共の福祉) [車両法1条]
- ③イ (陸上) [車両法2条2項]
- ④ウ (表示し) [車両法19条]
- ⑤ア (整備) [車両法31条]
- ⑥ア (乗車定員) [車両法42条]
- ⑦ア (使用) [車両法46条]
- ⑧エ (知覚) : ⑨ウ (認識) [車両法58条2項]
- ⑩エ (提示) [車両法62条1項]
- ⑪ア (検査標章) [車両法66条5項]
- ⑫イ (その事由があった日) [車両法67条1項]
- ⑬イ (有効な) [車両法99条の2]
- ⑭エ (3.40) : ⑮ウ (1.48) [施行規則2条、別表1]

[2] …185

- × (別表第4⇒別表第3) [車両法48条1項1号(点検基準3条1項2号)、点検基準2条1号]
- × (整備を行い、命令を取り消された後に取り外すことができる) [車両法54条の2 3項]
- [車両法91条の3 (施行規則62条の2の2 1項4号)]
- [車両法94条の4 2項]
- × (点検の省略は不可) [車両法94条の5 1項]
- [車両法94条の5の2 1項]
- × (指定整備記録簿は一律2年間保存) [車両法94条の6 2項]
- × (幼児専用車は中古新規検査時における現車提示の省略は不可) [車両法7条3項3号、施行規則2条の3 1号口]
- [施行規則3条8号ハ]
- × (特定整備記録簿⇒点検整備記録簿) [施行規則39条]
- × (乗車定員10人以下の乗用自動車であるため、自動車検査証の有効期間は2年となる。従って、継続検査更新後は令和7年7月12日となる) [車両法61条1項 (施行規則37条1項)]
- × (自動車特定整備事業者として氏名(中略)並びに認証番号を記載する) [車両法91条1項、施行規則62条の2 3号]
- × (2年ごと⇒1年ごと) [点検基準 別表6]
- × (指定規則 別表第4⇒指定規則 別表第3) [指定規則6条1項1号口]

- × (保安基準適合証等の有効期間は令和5年7月18日まで) [指定規則9条1項]
- [車両法94条の9 (車両法81条1項4号、指定規則11条)]
- [自賠法9条7項]
- × (一定の範囲(長さ±3cm)を越えている) [自動車部品の取扱い]
- [整備事業の取扱い 別添3の3第6(7)]
- [整備事業の取扱い 別紙3の2 3(1)イ]

[3] …187

- ⑯イ (自動車の使用者) [車両法49条1項]
- ⑰エ (15) [車両法54条の2 4項]
- ⑱イ (経営) [車両法78条1項]
- ⑲ア (依頼者) [車両法91条1項]
- ⑳ア (設備) [車両法94条の3 1項]
- ㉑ウ (2年) [車両法94条の4 5項]
- ㉒エ (構造等) [車両法94条の5 4項]
- ㉓ア (交付) [車両法94条の7]
- ㉔ウ (標識) [車両法94条の9 (89条1項準用)]
- ㉕エ (有効期間) [施行規則37条の4]
- ㉖イ (エーミング) [施行規則62条の2の2 1項6号]
- ㉗イ (教習) [指定規則4条1号]
- ㉘ウ (燃料装置) [指定規則8条1項 (別表2)]
- ㉙エ (1年) [指定規則12条1項]
- ㉚ウ (研修) [指定規則14条]

その2

[1] …189

- × (運転者1名が乗車するのは審査時車両状態) [審査規程1-3]
- × ($290 \div 2 \times 0.04 + 4 = 9.8$ (1cm未満は切り捨て) ⇒9cm以上であればよい) [審査規程7-3-1②イ]
- [審査規程7-16-2-1 (2) ①エ]
- × (右図による警告表示がなされていること) [審査規程7-26-12-1-1 (7-26-8-1-1 (2) ③)]
- × (突出して積載するおそれがないため最遠軸距の2/3以下であればよい) [審査規程7-28-1 (7)]
- × (上縁高さ650mm以上であること) [審査規程7-36-3 (1) ①]
- [審査規程7-40-1-1 (1) ①イ]
- [審査規程7-45-1]



9. ○ [審査規程 別添 10 6. 測定値の取扱い]
10. × (方向指示器と一体型の車幅灯は橙色であってもよい。橙色でなければならない、ということではない) [審査規程 7-74-2 (1) ②]
11. ○ [審査規程 7-93-3 (1) ① (7-91-3 (2) ①)]
12. × (黄色回転灯本体の取り外しが必要) [審査規程 4-4 (1) ②ア]
13. ○ [審査規程 7-106-9-2-1 (7-106-2-1 (1) ②)]
14. × (マイル表示のみの速度計は不可) [審査規程 7-110-2 (1) ①]
15. ○ [審査規程 7-116-1、7-116-2 (1) ①]

【2】…190

1. ①エ (3.8) [審査規程 7-2-1 (1)]
2. ②ア (20) [審査規程 7-6-1 (1) ①]
3. ③ウ (1.6) [審査規程 7-11-7-1 (3) ③ (7-11-1 (3) ③)]
4. ④イ (2.8) : ⑤ウ (165) [審査規程 7-28-1 (3) ③エ]
5. ⑥ウ (100) [審査規程 7-37-3 (1) ③]
6. ⑦イ (1.5) : ⑧エ (1.3) [審査規程 7-52-1 (1) ②]
7. ⑨エ (20) [審査規程 7-55-6-1 (2) (7-55-1 (2) ①)]
8. ⑩ウ (2) : ⑪ア (500) [審査規程 9-6 (1) ③]
9. ⑫ウ (15) : ⑬ア (20) [審査規程 9-9 (1) ①イ (7)]
10. ⑭エ (800) : ⑮ウ (250) [審査規程 7-70-3 (1) ②]
11. ⑯イ (10) [審査規程 7-78-2 (1) ①]
12. ⑰ウ (350) [審査規程 7-81-3 (1) ②]
13. ⑱エ (1.0) : ⑲ア (30) [審査規程 7-107-1 (1) ①]

2 令和5年度 第2回

その1

【1】…194

1. ①エ (公証) : ②イ (公共の福祉) [車両法 1 条]
2. ③ウ (陸上) [車両法 2 条 2 項]
3. ④ウ (原動機) [車両法 3 条]
4. ⑤ア (保安基準適合証) : ⑥イ (小型自動車) [車両法 7 条 3 項 3 号]
5. ⑦ウ (自動車登録番号標) [車両法 11 条 5 項]
6. ⑧エ (打刻) [車両法 29 条 1 項]
7. ⑨ア (車輪) [車両法 40 条]
8. ⑩イ (乗車定員) [車両法 42 条]

9. ⑪エ (使用) [車両法 46 条]
10. ⑫エ (知覚) : ⑬ウ (認識) [車両法 58 条 2 項]
11. ⑭イ (3.40) : ⑮ア (1.48) [施行規則 別表 1]

【2】…196

1. × (所有者⇒使用者) [車両法 47 条]
2. ○ [車両法 48 条 1 項 1 号、点検基準 3 条 1 項 2 号、同 2 条 1 号]
3. ○ [車両法 48 条 1 項 2 号、点検基準 3 条 3 項 6 号、同 2 条 3 号]
4. × (整備を行い、命令が取り消された後でなければ取り除いてはならない) [車両法 54 条の 2 3 項]
5. × (更新する際の自動車検査証有効期間起算日は令和 6 年 2 月 1 日となるため、更新後は令和 8 年 1 月 31 日までとなる) [車両法 61 条 1 項、施行規則 44 条 1 項]
6. ○ [車両法 62 条 1 項]
7. × (30 日⇒15 日) [車両法 67 条 1 項]
8. ○ [車両法 89 条 1 項]
9. × [車両法 91 条 1 項、2 項]
10. × (普通 (小) では最大積載量 2t 以下の普通貨物自動車までが対象となる) [指定規則 5 号様式備考]
11. × (保安基準適合標章の交付は不可) [車両法 94 条の 5 1 項]
12. ○ [車両法 94 条の 7]
13. × (幼児専用車については現車提示の省略はできない) [車両法 7 条 3 項 3 号、施行規則 2 条の 3 1 号口]
14. × (車台番号⇒自動車登録番号又は車両番号) [施行規則 37 条の 4]
15. × (特定整備記録簿⇒点検整備記録簿) [施行規則 39 条]
16. × (特定自動車整備事業者として氏名 (中略) 認証番号を記載する) [車両法 91 条 1 項]
17. ○ [点検基準 別表 3]
18. ○ [指定規則 7 条 1 項]
19. ○ [指定規則 8 条 3 項]
20. × [自賠法 8 条]

【3】…197

1. ⑯イ (完了) [車両法 49 条 1 項]
2. ⑰エ (経営) [車両法 78 条 1 項]
3. ⑱エ (特定整備) [車両法 90 条]
4. ⑲イ (運営) [車両法 91 条の 3]
5. ⑳ウ (設備) : ㉑ウ (維持) [車両法 94 条の 3 1 項]

- 6. ㉒イ (15日) [車両法 94 条の 4 3 項]
- 7. ㉓ア (承諾) [車両法 94 条の 5 2 項]
- 8. ㉔ウ (限定保安基準適合証)
[車両法 94 条の 5 の 2 1 項]
- 9. ㉕エ (自動車検査員) [車両法 94 条の 6 1 項]
- 10. ㉖エ (運転者室) [施行規則 37 条の 3 1 項]
- 11. ㉗ウ (教習) [指定規則 4 条 1 号]
- 12. ㉘エ (使用) [指定規則 6 条]
- 13. ㉙ウ (30 日)
[車両法 94 条の 9 (81 条 1 項 4 号 準用)、指定規則 11 条]
- 14. ㉚ウ (研修) [指定規則 14 条]

その 2

【1】…200

- 1. ○ [審査規程 7-2-1 (1)]
- 2. × (最内側⇒最外側) [審査規程 7-7-1 (1)]
- 3. × [審査規程 7-10-1 (2) ①]
- 4. × [審査規程 9-2 (1)]
- 5. ○
[審査規程 7-23-11-1-1 (7-23-1-1 (1) ②イ)]
- 6. × (積載物品名の表示も必要)
[審査規程 7-35-1 (1)]
- 7. ○ [審査規程 7-41-6-1 (5) (7-41-1 (5) ②)]
- 8. ○ [審査規程 7-45-1]
- 9. × (20%の範囲内)
[審査規程 7-55-6-1 (2) (7-55-1 (2) ①)]
- 10. ○ [審査規程 別添 11 4. 排出ガスの光吸収係数 4.4. (3)]
- 11. × (走行用前照灯は取付位置の規定なし)
- 12. ○ [審査規程 7-81-3 (1) ④]
- 13. ○ [審査規程 7-82-3 (1) ⑧]
- 14. × (牽引自動車は三角形以外)
[審査規程 7-85-2 (1) ①]
- 15. × [審査規程 7-90-3 (1) ①ア、②]

【2】…201

- 1. ①ウ (2.8) : ②エ (165)
[審査規程 7-28-1 (3) ③エ]
- 2. ③ア (600) [審査規程 7-36-3 (2)]
- 3. ④ア (2)
[審査規程 7-41-7-1 (7-41-1 (1) ①)]
- 4. ⑤エ (100) : ⑥エ (125)
[審査規程 7-55-6-1 (1) ③]
- 5. ⑦イ (5) [審査規程 別添 10 5. 測定方法等 5.2.]
- 6. ⑧ア (0.5) : ⑨イ (2)
[審査規程 9-6 (1) ②、③]
- 7. ⑩ア (2) : ⑪エ (15) [審査規程 9-9 (1) ①イ]
- 8. ⑫ウ (10) [審査規程 7-78-2 ①]
- 9. ⑬ウ (20) [審査規程 7-80-7-2 (1) ①]

- 10. ⑭イ (250) [審査規程 7-85-3 (1) ①]
- 11. ⑮ア (7) [審査規程 7-86-1]
- 12. ⑯ウ (30) : ⑰イ (60)
[審査規程 7-91-2 (1) ③エ]
- 13. ⑱ウ (7) [審査規程 9-12 (1) ①]
- 14. ⑲ア (0.3) [審査規程 7-107-1 (1) ①]
- 15. ⑳ア (31.0) [審査規程 9-13 (1)]

令和 4 年度 第 1 回

その 1

【1】…205

- 1. エ (技術の向上) [車両法 1 条]
- 2. ア (大きさ) [車両法 3 条]
- 3. イ (整備) [車両法 11 条 5 項]
- 4. ア (被覆) [車両法 19 条]
- 5. ウ (打刻してはならない) [車両法 29 条 1 項]
- 6. エ (識別) [車両法 31 条]
- 7. イ (車輪) [車両法 40 条]
- 8. エ (運行) [車両法 46 条]
- 9. ア (有効な) [車両法 58 条 1 項]
- 10. ウ (2 年) [車両法 61 条 1 項]
- 11. ア (有効期間) [車両法 62 条 1 項]
- 12. イ (検査標章) [車両法 66 条 1 項]
- 13. イ (15 日) [車両法 67 条 1 項]
- 14. ウ (使用) [車両法 98 条 1 項]
- 15. ウ (保安基準) [車両法 99 条の 2]

【2】…207

- 1. ①サ (点検) / ②ネ (完了) [車両法 49 条 1 項]
- 2. ③ア (保安基準) / ④カ (整備) / ⑤ヒ (証明) [車両法 94 条の 5 1 項]
- 3. ⑥オ (検査) / ⑦ヨ (自動車検査員) / ⑧ハ (依頼者) [車両法 94 条の 6 1 項]
- 4. ⑨ホ (内側) / ⑩タ (左上部)
[施行規則 37 条の 3 1 項]

【3】…207

- 1. × (所有者⇒使用者) [車両法 47 条]
- 2. ○ [車両法 48 条 1 項 1 号、点検基準 2 条 1 号・3 条 1 項 2 号]
- 3. × (任意の場所⇒公衆の見易いように)
[車両法 89 条 1 項]
- 4. ○ [車両法 90 条]
- 5. × (請求の有無に係わらず交付しなければならない) [車両法 91 条 2 項]
- 6. ○ [車両法 91 条の 3]

7. × (普通 (小型) は最大積載量 2,000kg 以下の普通自動車の指定整備を行うことができる) [指定規則 第5号様式 備考]
8. × (1年⇒2年) [車両法 94 条の4 5項]
9. ○ [車両法 94 条の5の2 1項]
10. × (1,250kg ⇒ 1 t 以下であれば現車提示の省略ができる) [施行規則 2 条の3 2項]
11. ○ [施行規則 3 条 8 号イ]
12. × (車台番号⇒自動車登録番号) [施行規則 37 条の4]
13. ○ [施行規則 39 条]
14. × (省略することはできない) [施行規則第 62 条の2 3号]
15. × (他人に依頼することも不可) [施行規則 62 条の2の2 1項 10号、整備事業の取扱 別添1 第3 4]
16. ○ [指定規則 7 条 1 項]
17. ○ [指定規則 9 条 1 項]
18. × (自賠責保険証明書の備え付けは必須となる) [自賠法 8 条]
19. ○ [自賠法 9 条 7 項]
20. ○ [点検基準 別表 3]

【4】…209

1. ①エ (同一) / ②イ (容易に) [指定規則別表第 2]
2. ③エ (30 日) [車両法 94 条の9 (81 条 1 項準用)、指定規則 11 条]
3. ④ウ (備付け) / ⑤ア (1 年) [指定規則 12 条 1 項]

————— **その 2** —————

【1】…211

1. ○ [審査規程 7-3-1-2イ (7)]
2. × (最内側⇒最外側) [審査規程 7-7-1 (1)]
3. × (1.5mm ⇒ 1.6mm) [審査規程 7-11-7-1 (3) ③ (7-11-1 (3) ③)]
4. ○ [審査規程 7-23-8-1-1 (7-23-1-1 (1) ②イ)]
5. × (「3分の2」以下が適用され 490cm × 2/3 ≒ 326cm 以下となり、250cm は適合の判断) [審査規程 7-28-1 (7)]
6. ○ [審査規程 7-36-3 (1) ①]
7. ○ [審査規程 7-41-6-1 (7-41-1 (1) ⑤イ)]
8. × (乗車定員 10 人未満の自動車の前向き座席は、第二種座席ベルトの装備が必要) [審査規程 7-44-12-1 (1) ①]
9. ○ [審査規程 7-45-1]
10. ○ [審査規程 9-5 (4)、別添 10 6. (1)]
11. ○ [審査規程 7-74-2 (1) ②]

12. × (一部が点灯しない状態は不可) [審査規程 7-80-7-2 (1) ③ (7-80-2 (1) ③)]
13. × (平成 22 年 1 月 1 日以降の製作車は装備義務あり) [審査規程 7-89-1 (2)]
14. ○ [審査規程 7-107-3 (1) ①]
15. ○ (幼児専用車は乗車定員に係わらず消火器を備えなければならない) [審査規程 7-111-1 ⑨]

【2】…212

1. イ (3.8) [審査規程 7-2-1 (1)]
2. ア (20) [審査規程 7-6-1 (1) ①]
3. ウ (30) [審査規程 7-28-1 (3) ①]
4. ア (100) [審査規程 7-37-3 (1) ③]
5. ウ (1.5) [審査規程 7-52-1 (1) ②]
6. エ (125) [審査規程 7-55-6-1 (1) ③]
7. ア (300) [審査規程 9-6 (1) ①]
8. ウ (27) [審査規程 9-9 (1) ①イ (7)]
9. エ (23) [審査規程 9-9 (1) ①イ (7)]
10. イ (250) [審査規程 7-70-3 (1) ②]
11. ウ (6) [審査規程 7-78 (79) -1 (1) ①]
12. ア (2,100) [審査規程 7-81-3 (1) ②]
13. ア (250) [審査規程 7-85-3 (1) ①]
14. イ (7) [審査規程 7-86-1]
15. ウ (20) [審査規程 7-88-2 (1) ①]
16. エ (120) [審査規程 7-93-3 (1) ① (7-91-3 (2) ①)]
17. ア (300) [審査規程 7-96-1 (11)]
18. エ (1.5) [審査規程 9-12 (2) ②]
19. イ (1.8) [審査規程 7-106-9-2-1 (7-106-2-1 (1) ②)]
20. ア (29.1) [審査規程 9-13 (1)]

.....

4 令和 4 年度 第 2 回

————— **その 1** —————

【1】…215

1. ①エ (環境) / ②ウ (整備事業) [車両法 1 条]
2. ③イ (構造) [車両法 3 条]
3. ④ウ (保安基準適合証) / ⑤ア (小型自動車) [車両法 7 条 3 項 3 号]
4. ⑥エ (整備) [車両法 11 条 5 項]
5. ⑦ア (打刻) [車両法 29 条 1 項]
6. ⑧ウ (車輪) [車両法 40 条]
7. ⑨エ (新規登録) [車両法 59 条 2 項]
8. ⑩イ (1 年) / ⑪ウ (2 年) [車両法 61 条 1 項]

9. ⑫ア (提示) [車両法 62 条 1 項]
10. ⑬エ (あらかじめ) [車両法 62 条 5 項]
11. ⑭イ (被覆) [車両法 73 条 1 項]
12. ⑮イ (何人も) [車両法 99 条の 2]

[2] …216

1. ○ [車両法 48 条 1 項 2 号、点検基準 2 条 3 号]
2. × (所有者⇒使用者) [車両法 47 条の 2 3 項]
3. ○ [車両法 91 条 1 項、2 項]
4. × (乗車定員 $3 + 42/1.5 = 31$ 人であり、
普 (大) が必要となる) [指定規則 5 号様式備考]
5. × (標章の交付は不可) [車両法 94 条の 5 1 項]
6. × (当該指定工場による点検、整備及び検査により保安基準適合証等を交付することができる) [車両法 94 条の 5 1 項]
7. × [施行規則 3 条 8 号]
8. × (特定整備記録簿⇒点検整備記録簿)
[施行規則 39 条]
9. × [車両法 91 条 1 項]
10. ○ [施行規則 62 条の 2 の 2 1 項 2 号]
11. × [施行規則 62 条の 2 の 2 1 項 7 号]
12. ○ [点検基準別表 6]
13. ○ [指定規則 7 条 1 項]
14. ○ [指定規則 8 条 3 項]
15. ○ [車両法 94 条の 9 (81 条準用)、指定規則 11 条]
16. ○ [指定規則 12 条]
17. ○ [自賠法 9 条 7 項]
18. × [整備事業の取扱い 別添 3 の 2 第 2 (4)]
19. × [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 2 (5)]
20. × [整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 2 (5)]

[3] …218

1. ①イ (認証) [車両法 78 条 1 項]
2. ②ア (運営) [車両法 91 条の 3]
3. ③ウ (設備) / ④エ (維持)
[車両法 94 条の 3 1 項]
4. ⑤イ (15 日) [車両法 94 条の 4 3 項]
5. ⑥エ (承諾) [車両法 94 条の 5 2 項]
6. ⑦ア (と同一で) [車両法 94 条の 5 5 項]
7. ⑧ウ (限定保安基準適合証)
[車両法 94 条の 5 の 2 1 項]
8. ⑨ウ (検査) / ⑩ア (自動車検査員)
[車両法 94 条の 6 1 項]
9. ⑪イ (交付) / ⑫エ (公務) [車両法 94 条の 7]
10. ⑬エ (使用) / ⑭ア (特殊) [指定規則 6 条 1 項各号]
11. ⑮ウ (第 4 項の検査) [指定規則 9 条 1 項]

[1] …221

1. × [審査規程 9-2 (1)]
2. × [審査規程 7-28-1 (7)]
3. ○ [審査規程 7-46-9-1]
4. ○ [審査規程 7-52-1 (1) ②]
5. × [審査規程 7-56-13-2-1 (7-56-2 (1) ①)]
6. ○ [審査規程別添 11 4.4. (2)、(3)]
7. ○ [審査規程 7-70-3 (1) ①]
8. × (最外側のものが 400mm 以内であれば
よい) [審査規程 7-81-3 (1) ④]
9. × [審査規程 7-82-3 (1) ⑧]
10. ○ [審査規程 7-89-3 (1) ③]
11. × [審査規程 7-90-3 (1) ①ア、②]
12. ○ [審査規程 7-77-2 (1) ③、7-96-1 (7)]
13. × [審査規程 7-97-2 (1) ②]
14. × [審査規程 7-98-1]
15. ○ [審査規程 7-123-1 (1) ①]

[2] …222

1. ①ア (20) / ②ウ (165)
[審査規程 7-28-1 (3) ③エ]
2. ③イ (90) [審査規程 7-10-1 (1)]
3. ④エ (1) / ⑤ア (2)
[審査規程 7-41-6-1 (1) (7-41-1 (1) ①)]
4. ⑥イ (100) [審査規程 7-37-3 (1) ③]
5. ⑦イ (2) / ⑧エ (500) [審査規程 9-6 (1) ③]
6. ⑨ウ (2) / ⑩イ (15) / ⑪ウ (27)
[審査規程 9-9 (1) ①イ (7)]
7. ⑫ア (11) / ⑬エ (23) / ⑭エ (6,400)
[審査規程 9-9 (1) ①イ (7)]
8. ⑮ア (7) [審査規程 7-86-1]
9. ⑯エ (左右対称) [審査規程 7-93-3 (1) ③]
10. ⑰イ (2.5) [審査規程 7-96-1 (1)]
11. ⑱ア (31.0) / ⑲ウ (42.5) [審査規程 9-13 (1)]
12. ⑳ウ (上部) [審査規程 7-117-1]

5 令和 3 年度 第 1 回

[1] …225

1. アー公害の防止 / イー公共の福祉 [車両法 1 条]
2. ウー自動車 [車両法 2 条 2 項]
3. エー車台番号 / オー打刻 [車両法 29 条 1 項]
4. カー有効 [車両法 58 条 1 項]
5. キー有効期間 / クー提示 / ケー継続検査
[車両法 62 条 1 項]

6. コー保安基準 [車両法 90 条]
7. サー遵守 [車両法 91 条の 3]
8. シー不正 / スー違反 [車両法 94 条の 4 4 項]
9. セー提出 [車両法 94 条の 5 8 項]
10. ソー依頼者 [車両法 94 条の 6 1 項]

【2】…226

1. アー 6 (大きさ) / イー 19 (原動機)
[車両法 3 条]
2. ウー 14 (技術基準) / エー 1 (運行)
[車両法 46 条]
3. オー 24 (6 月) [車両法 54 条の 2 6 項]
4. カー 8 (自動車検査員) / キー 18 (公務)
[車両法 94 条の 7]
5. クー 13 (記名) [指定規則 7 条 1 項]
6. ケー 23 (検査) [指定規則 9 条 1 項]
7. コー 12 (点検整備記録簿) [施行規則 39 条]

【3】…227

1. × (使用者の義務である) [車両法 47 条]
2. ○ [車両法 71 条の 2 6 項]
3. × (乗車定員 $3 + 42/1.5 = 31$ 人となるため、普通自動車 (大) が必要) [指定規則 5 号様式備考]
4. × (1 年 ⇒ 2 年) [車両法 94 条の 4 5 項]
5. ○ [車両法 94 条の 5 の 2 1 項]
6. ○ [施行規則 3 条 1 項 8 号]
7. × (自動車検査員 ⇒ 整備主任者、指定番号 ⇒ 認証番号) [施行規則 62 条の 2]
8. ○ [指定規則 3 条 1 項 3 号]
9. × (30 日 ⇒ 15 日) [車両法第 94 条の 4 3 項]
10. × (自動車検査証の写し ⇒ 自動車検査証)
[指定規則 7 条 2 項]
11. × (整備用機械器具 ⇒ 検査用機械器具)
[車両法 94 条の 9 (81 条 1 項 4 号準用)、指定規則 11 条 1 項 2 号]
12. ○ [指定規則 5 号様式備考]
13. ○ [自賠法 8 条]
14. × (自賠責保険の有効期間は終了日の午前 12 時であるため、半日分不足) [自賠法 9 条 7 項]
15. × (1 年 ⇒ 6 ヶ月、別表 6 ⇒ 別表 5)
[車両法 48 条 1 項 2 号、点検基準 3 条 3 項]
16. × (6 ヶ月 ⇒ 3 ヶ月) [車両法 48 条 1 項 1 号]
17. ○ [自動車部品の取扱い]
18. × (交換 ⇒ 補充) [整備事業の取扱い別紙 3 の 2 2 (5)]
19. ○ [保適の有効期間と自賠責保険の取扱い]
20. ○ [指定業務取扱 21 条 1 項]

【4】…228

1. アー車両総重量 / イー最大安定傾斜角度 / ウー取付けの緩み / エー物品積載装置 / オー反射器 [指定規則 8 条 1 項、別表 2]

その 2

【1】…229

1. × (取り付けてはいけない)
[審査規程 4-4 (1) ②ア]
2. ○ [審査規程 7-3-1 ②イ (ア)]
3. × (車両総重量が車両重量の 1.2 倍以下の車は 30 度以上で適合) [審査規程 7-6-1 (1) ④]
4. ○
[審査規程 7-23-11-1-1 (7-23-1-1 (1) ②イ)]
5. × (下縁は地上 450mm 以下であること)
[審査規程 7-36-3 (1) ①]
6. × (地上 550mm 以下で適合)
[審査規程 7-37-10-3 (1) ②ア]
7. × (500kg 超の場合、隔壁又は保護仕切等を備えたものであること)
[審査規程 7-41-5-1 (5) (7-41-1 (5) ②)]
8. ○ [審査規程 7-45-5-1]
9. × (有効幅 300mm 以上)
[審査規程 7-51-2 (1) ⑤]
10. ○ [審査規程 7-52-1 (1) ②]
11. × (最外側 (幅方向) への突出は不可)
[審査規程 7-63-1 ④イ (イ)]
12. ○ [審査規程 7-66-11-3 (7-66-12-3 (1) ⑩)]
13. ○ [審査規程 7-74-10-2 (1) ②]
14. × (6m 超の貨物は 2 個、3 個又は 4 個)
[審査規程 7-90-3 (1) ①ア]
15. × (幼児専用車には備えなければいけない)
[審査規程 7-111-1 ⑨]

【2】…230

1. アー 20 / イー 18 [審査規程 7-6-1 (1) ①]
2. ウー 2.8 / エー 20 / オー 165
[審査規程 7-28-1 (3) ③エ]
3. カー 50 / キー 3 [審査規程 別添 9 5. 5.2]
4. クー 0.40 / ケー 0.50
[審査規程 9-7 (1) ⑥、別添 11 4. 4.4]
5. コー 800 / サー 250 [審査規程 7-70-3 (1) ②]
6. シー 150 / スー 10 [審査規程 7-78-2 (1) ①]
7. セー 2100 / ソー 350 [審査規程 7-81-3 (1) ②]
8. ター 1500 / チー 250 [審査規程 7-85-3 (1) ①]
9. ツー 100 / テー 20 [審査規程 7-88-2 (1) ①]
10. トー 1.8
[審査規程 7-106-9-2-1 (7-106-2-1 (1) ②)]

6 令和3年度 第2回

その1

【1】…232

1. アー安全性の確保／イー技術の向上
[車両法1条]
2. ウー道路運送車両 [車両法2条1項]
3. エー自動車登録番号標 [車両法11条5項]
4. オー車台番号／カー整備 [車両法31条]
5. キー最大積載量 [車両法42条]
6. クー点検整備記録簿 [車両法49条1項]
7. ケー1年／コー2年 [車両法61条1項]
8. サー標識 [車両法89条1項]
9. シー管理組織／スー検査／セー自動車検査員
[車両法94条の2 1項]
10. ソー偽造 [車両法98条1項]

【2】…233

1. アー15 (車両重量) [車両法40条]
2. イー23 (保安基準) [車両法47条]
3. ウー10 (有効) / エー29 (運行)
[車両法58条1項]
4. オー6 (検査標章) [車両法66条1項]
5. カー24 (不正) [車両法94条の4 4項]
6. キー17 (使用) / クー23 (保安基準) /
ケー20 (特殊) [指定規則6条1項]
7. コー12 (エーミング)
[施行規則62条の2の2 1項6号]

【3】…234

1. × (所有者⇒使用者) [車両法54条1項]
2. × (所有者⇒使用者) [車両法67条1項]
3. ○ [車両法94条の4 2項]
4. × [車両法94条の5 1項]
5. ○ [車両法94条の7]
6. × (最大積載量は1トン以下)
[車両法7条3項、施行規則2条の3 1項2号]
7. × [施行規則3条1項5号]
8. × (車台番号⇒自動車登録番号)
[指定規則37条の4]

9. ○ (保安基準適の有効期間は令和3年11月29日から15日間 (令和3年12月13日) であり、継続検査を有効期間最終日に行った。また、継続検査は検査証の有効期間が満了する日の一月前から満了日までの間となるため、新たな有効期間の起算日は検査証の有効期間が満了する日の翌日となる)
[施行規則44条1項]

10. × [施行規則別表5]
11. ○ [施行規則62条の2の2 1項2号]
12. ○ [指定業務取扱21条]
13. × (他の検査員による完成検査時は不可)
[車両法94条の5 4項]
14. ○ [指定規則9条1項]
15. ○ [指定規則14条]
16. ○ [自賠法7条7項、自賠法施行規則1号様式]
17. × (レンタカーである点に注意)
[車両法48条1項1号、点検基準3条1項3号]
18. × (小型は±50kgの範囲) [自動車部品の取扱い]
19. ○ [施行規則3条1項8号ハ]
20. × [整備事業の取扱い 別添3第5(3)]

【4】…236

1. アー保安基準／イー操縦装置 [指定規則別表2]
2. ウー校正／エー1年 [指定規則12条1項]
3. オーサイドスリップ [指定規則2条1項2号イ]

その2

【1】…236

1. × (設問は審査時車両状態を示す)
[審査規程1-3]
2. ○ [審査規程7-2-1(1)]
3. ○ (車両総重量が車両重量の1.2倍超のため35°以上で適合) [審査規程7-6-1(1)④]
4. × (インジェクションポンプ・ガバナ部等の調整は不可) [審査規程7-10-1(2)①]
5. × (基本的に溶接補修は不可) [審査規程7-16-10-2-1(2)②(7-15-10-2-1(2)②エ)]
6. ○ (貨物の突出は不可) [審査規程7-28-1(3)①]
7. × (最大積載量の表示も必要)
[審査規程7-35-1(1)]
8. ○ (第二種座席ベルトが必要)
[審査規程7-44-11-1(1)①]
9. × (車両総重量3.5トン以下は必要)
[審査規程7-46-9-1]
10. ○ [審査規程7-55-6-1(1)⑩、(2)、(3)
(7-55-1(2)、(3))]

11. × (3回測定する) [審査規程 別添10 6. (1)]
12. × (二輪自動車を除き、走行用前照灯は取付位置の規定なし) [審査規程7-65参照]
13. × (最外縁が400mm以下であること) [審査規程7-70-3 (1) ④]
14. ○ [審査規程7-96-1 (3)]
15. ○ (ボンネットの場合突出は不可) [審査規程7-107-3 (1) ①]

【2】…238

1. アー500 [審査規程7-11-7-1 (2) (7-11-1 (2) ①)]
2. イー2/ウー1/エー3/オー2/カー20/キー11 [審査規程7-28-7-1 (6)]
3. クー3.5 [審査規程7-37-8-3①ウ]
4. ケー1.5/コー1.3 [審査規程7-52-1 (1) ②]
5. サー7 [審査規程7-86-1]
6. シー60/スー120 [審査規程7-93-3 (1) ① (7-91-3 (2) ①)]
7. セー7/ソー112/ター87/チー0.5/ツ1.5 [審査規程9-12 (1) ①、(2) ②]
8. テー31.0/トー44.4 [審査規程9-13 (1) 【適用関係の整理】]

7 令和2年度

その1

【1】…239

1. アー道路運送車両/イー技術の向上 [車両法1条]
2. ウー自動車 [車両法2条1項]
3. エー原動機 [車両法3条]
4. オー自動車登録番号標 [車両法11条5項]
5. カー打刻/キー識別 [車両法31条]
6. クー整備/ケー保安基準 [車両法47条]
7. コー点検整備記録簿/サー点検 [車両法49条1項]
8. シー検査標章/スー運行 [車両法66条1項]
9. セー自動車検査員 [車両法94条の2 1項]
10. ソー改造 [車両法99条の2]

【2】…240

1. アー3 [車両法46条]
2. イー17:ウー7 [車両法48条1項2号、点検基準2条1項3号]
3. エー1:オー5 [車両法61条1項]
4. カー24 [車両法91条1項]
5. キー19 [車両法94条の5 1項]

6. クー22 [車両法94条の8 1項]
7. ケー13 [施行規則37条の3 1項]
8. コー11 [施行規則62条の2の2 1項2号]

【3】…241

1. ○ [車両法54条1項]
2. × (事業用でも軽自動車は2年間) [車両法61条1項]
3. × (請求の有無に係わらず交付する) [車両法91条2項]
4. × (普通(小型)は最大積載量2トンまで) [指定規則5号様式備考]
5. × (一連の指定整備を初めから行う) [車両法94条の5 1項]
6. × (自動車検査証の有効期間に係わらず一律2年間) [車両法94条の6 2項]
7. ○ [車両法7条3項3号、施行規則2条の3 2号]
8. ○ [施行規則3条1項6号]
9. ○ [施行規則44条1項]
10. ○ [施行規則57条1項4号、別表第5]
11. × [施行規則62条の2の2 1項4号、整備事業の取扱い 別添1 第3 4.]
12. × (30日⇒15日) [車両法94条の4 3項]
13. ○ [指定規則7条1項]
14. ○ [指定規則9条1項]
15. × (2年間⇒1年間) [指定規則12条2項]
16. × (保険期間は満了日の午前12時まで) [自賠法9条7項]
17. × (6月ごと⇒3月ごと) [点検基準別表3]
18. × [自動車部品の取扱い 1 (2) ③、(3) ③]
19. ○ [整備事業の取扱い 別添3の2 第5. (5) ア]
20. ○ [整備事業の取扱い 別紙3の2 3. (1) イ]

【4】…242

1. アー同一/イー最低地上高/ウーオパシメータ/エー亀裂/オー視野 [指定規則8条 別表第2]

その2

【1】…244

1. × (乗車定員の人員は乗車しない) [審査規程1-3]
2. × (灯火器本体も取り外す必要がある) [審査規程4-4 (1) ②ア]
3. × (2,830 ÷ 2,500 ≙ 1.132 ≦ 1.2 従って、30°が適用されるため適合) [審査規程7-6-1 (1) ④]
4. ○ [審査規程7-11-7-1 (3) ③ (7-11-1 (3) ③)]

5. ○ [審査規程 7-16-14-2-1 (2) ①
(7-16-2-1 (2) ①ア)]
6. × (200mm 以上離れていること)
[審査規程 7-23-11-1-1 (7-23-1-1 (1) ②イ)]
7. ○ [審査規程 7-28-1 (5) ⑩]
8. × (下縁の高さは 450mm 以下であること)
[審査規程 7-36-3 (1) ①]
9. ○ (下縁の高さは 550mm 以下であること)
[審査規程 7-37-9-3①ア]
10. × (平成 7 年 3 月 31 日以前に製作された
輸入自動車は装備要件なし)
[審査規程 7-45-5-1]
11. ○ (車両総重量 3.5t 超の貨物自動車は装
備要件なし) [審査規程 7-46-9-1]
12. × (上縁 20% 以内の範囲は可視光線透過
率不問) [審査規程 7-55-6-1 (1) ⑩、(2)、(3)
(7-55-1 (2)、(3))]
13. × (平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された
自動車は白色であること)
[審査規程 7-65-11-2 (7-65-2②)]
14. × (平成 22 年 1 月 1 日以降に製作された
車両総重量 3.5t 以下の貨物 (パン) は装備
が必要) [審査規程 7-89-1 (2)]
15. × (音の変化は不可)
[審査規程 7-97-2②、9-12 (1) ①]

【2】…245

1. アー 12 : イー 13 : ウー 2.5 : エー 3.8
[審査規程 7-2-1 (1)]
2. オー 20 [審査規程 7-6-1 (1) ①]
3. カー 1 : キー 5 [審査規程 9-2 (1)]
4. クー 20 : ケー 165 [審査規程 7-28-1 (3) ③エ]
5. コー 1.5 : サー 1.3 [審査規程 7-52-1 (1) ②]
6. シー 100 : スー 5 : セー 270
[審査規程 9-8 (1) ①]
7. ソー 250 [審査規程 7-70-3 (1) ②]
8. ター 6 [審査規程 7-78-1、7-79-1 (1)]
9. チー 7 [審査規程 7-86-1]
10. ツー 1 : テー 30 [審査規程 7-107-1]

8 令和元年度 第 1 回

その 1

【1】…247

1. アー安全性 / イー整備事業 [車両法 1 条]
2. ウー自動車 [車両法 2 条 2 項]
3. エー被覆 / オー識別 [車両法 19 条]
4. カー塗まつ / キー整備 [車両法 31 条]

5. クー提示 / ケー提出 [車両法 62 条 1 項]
6. コー 15 日 [車両法 67 条 1 項]
7. サー保安基準 [車両法 90 条]
8. シー励行 / スー運営 [車両法 91 条の 3]
9. セー解任 [車両法 94 条の 4 4 項]
10. ソー改造 [車両法 99 条の 2]

【2】…248

1. アー 23 [車両法 49 条 1 項]
2. アー 23 / イー 10 [車両法 91 条 1 項]
3. ウー 24 / エー 12 [施行規則 37 条の 3 1 項]
4. オー 4 [施行規則 39 条]
5. カー 1 [施行規則 62 条の 2 の 2 1 項 1 号]
6. キー 9 [指定規則 6 条 1 項 4 号]
7. クー 5 [指定規則 7 条 1 項]
8. ケー 20 / コー 18 [指定規則 12 条 1 項]

【3】…249

1. ○ [車両法 11 条 5 項]
2. ○ [車両法 48 条 1 項 1 号]
3. × (命令を取り消された後でなければ取り
除いてはならない) [車両法 54 条の 2 3 項]
4. ○ [車両法 61 条 1 項]
5. × (請求の有無に係わらず交付しなければ
ならない) [車両法 91 条 2 項]
6. ○ [指定規則 第 5 号様式 備考]
7. × (一連の指定整備を初めから行う)
[車両法 94 条の 5 1 項]
8. × (自動車検査証の有効期間に係わらず一
律 2 年間) [車両法 94 条の 6 2 項]
9. ○ [車両法 94 条の 7]
10. × (トーションバー・スプリングは該当し
ない) [施行規則 3 条 1 項 6 号]
11. × (比重計は要) [施行規則 57 条 1 項 4 号、別表第 5]
12. × [施行規則 62 条の 2 の 2 1 項 4 号、
整備事業の取扱い 別添 1 第 3 4.]
13. × (他の事業場での整備主任者を兼務でき
ない) [施行規則 62 条の 2 の 2 1 項 7 号]
14. ○ [指定業務取扱 21 条]
15. ○ [指定規則 9 条 1 項]
16. ○ [指定規則 12 条 2 項]
17. × (保険期間は満了日の午前 12 時まで)
[自賠法 9 条 7 項]
18. ○ [自動車部品の取扱い 1 (2) ③、(3) ③]
19. × (最後に検査を行った年月日を記載)
[整備事業の取扱い 別添 3 の 2 第 2. (4)]

20. ○ [整備事業の取扱い 別紙3の2 2 (5)]

【4】…250

1. アー車両重量／イー車両総重量／ウーがた
／エー容易／オー電気 [指定規則8条、別表第2]

その2

【1】…252

1. × (7965kg ÷ 3500kg ≒ 2.2 > 1.2 従って、
最大安定傾斜角度は 35° 以上必要となる)
[審査規程7-6-1 (1) ④]
2. × (ストッパーボルトを改造したものは否)
[審査規程7-10-1 (2) ②]
3. ○ [審査規程7-11-6-1 (3) ③]
4. × (損傷のあるものは不適合)
[審査規程7-15-12-2-1 (2) ②オ]
5. × (タンク自動車は積載物品名も表示しな
ければならない) [審査規程7-35-1 (1)]
6. ○ [審査規程7-36-3 (1) ①]
7. × (第一種座席ベルト⇒第二種座席ベルト)
[審査規程7-44-11-1 (1) ①]
8. ○ [審査規程7-46-9-1]
9. × (赤色⇒緑色) [審査規程7-51-2 (2)]
10. × (最外側 (横方向) への突出は否)
[審査規程7-63-1 ④イ (1)]
11. ○ [審査規程7-86-2 (1) ③]
12. ○ (装備要件なし) [審査規程7-89-1 (1)]
13. × (3個⇒1個又は2個)
[審査規程7-90-3 (1) ①ア、イ]
14. ○ [審査規程7-77-2 (1) ③、7-96-1 (7)]
15. ○ [審査規程7-106-8-2-1 (1) ②
(7-106-2-1 (1) ②)]

【2】…253

1. アー5 [審査規程9-2 (1)]
2. イー20 / ウー165 [審査規程7-28-1 (3) ③エ]
3. エー100 [審査規程7-37-9-3 ①ウ]
4. オー1.3 [審査規程7-52-1 (1) ②]
5. カー100 / キー125 [審査規程7-55-6-1 (1) ③]
6. クー60 / ケー1.0 / コー300
[審査規程9-6 (1) ①]
7. サー100 / シー5 / スー270
[審査規程9-8 (1) ①イ (7)]
8. セー800 / ソー250 [審査規程7-70-3 (1) ②]
9. ター7 / チー112 / ツー87 / テー0.5 /
トー1.5 [審査規程9-12 (1) ①]

9 令和元年度 第2回

その1

【1】…255

1. アー公証 / イー技術 [車両法1条]
2. ウー構造 / エー定格出力 [車両法3条]
3. オー自動車登録番号標 [車両法11条5項]
4. カー車台番号 / キー打刻 [車両法29条1項]
5. クー点検 / ケー整備 [車両法47条]
6. コー自動車検査証 / サー検査標章
[車両法66条1項]
7. シー標識 [車両法89条1項]
8. スー公務 [車両法94条の7]
9. セー保安基準適合標章 / ソー使用
[車両法98条1項]

【2】…255

1. アー2 [車両法46条]
2. イー5 : ウー12 [車両法48条1項2号、
点検基準2条1項3号]
3. エー17 / オー3 / カー20
[車両法94条の5 1項]
4. キー21 / クー4 [車両法94条の6 1項]
5. ケー19 [施行規則37条の4]
6. コー11 [指定規則14条]

【3】…256

1. × (自動車、原動機付自転車及び軽車両を
いう) [車両法2条1項]
2. ○ [車両法66条5項]
3. × (最大積載量2t以下)
[指定規則 第5号様式 備考]
4. × (他の⇒同一の) [車両法94条の4 2項]
5. × (一時抹消登録を受けた自動車には、保
安基準適合標章は交付できない)
[車両法94条の5 1項]
6. ○ [車両法94条の6 2項]
7. × (普通自動車⇒小型自動車)
[車両法7条3項3号、施行規則2条の3 2号]
8. × (トーションバー・スプリングは除く)
[施行規則3条6号]
9. × (依頼者に見やすいように掲示すること)
[施行規則62条の2の2 1項1号]
10. ○ [指定業務取扱21条]
11. ○ [指定規則7条2項]
12. ○ [指定規則9条1項]
13. × (備え付けなければならない) [自賠法8条]

14. × (小型自動車の車両重量は±50kgの範囲)
[自動車部品の取扱い]
15. ○ [整備事業の取扱い 別添3の2 第5. (5) ア]
16. × (1年間⇒2年間)
[整備事業の取扱い 別添3の2 第5. (4)]
17. × (交換⇒補充)
[整備事業の取扱い 別紙3の2 2 (5)]
18. ○ [整備事業の取扱い 別紙3の2 3. (1) イ]
19. × (全ての検査員が記名及び押印する)
[整備事業の取扱い 別添3の2 第2. (4)]
20. ○ [走行距離計表示値記載に係る取扱い 2 (3)]

【4】 …257

1. アー最低地上高／イー緩み／ウー燃料／エー前面ガラス／オー反射器 [指定規則8条、別表第2]

その2

【1】 …259

1. ○ [審査規程1-3]
2. × (地上高は9cm以上であること)
[審査規程7-3-1②イ (7)]
3. ○ [審査規程7-7-1 (1)]
4. ○ [審査規程7-28-1 (7)、(8) ④]
5. × (地上550mm以下であること)
[審査規程7-37-10-3 (1) ②ア]
6. ○ [審査規程7-46-9-1]
7. × [審査規程7-44-11-1 (1) ①]
8. ○
[審査規程7-55-6-1 (2) (7-55-1 (2))、9-4]
9. × (3回の測定値の平均が27%であり、規制値25%を超えるため不適合)
[審査規程9-7 (1) ①、別添12 5.]
10. ○ [審査規程7-70-3 (1) ①]
11. ○ [審査規程7-74-10-2 (1) ②]
12. ○ (装備要件なし) [審査規程7-89-1]
13. ○ [審査規程7-41-6-1 (1) (7-41-1 (5) ②)]
14. ○ [審査規程7-86-3 (1) ①]
15. ○ [審査規程7-111-1⑨]

【2】 …260

1. アー12／イー13／ウー2.5／エー3.8
[審査規程7-2-1 (1)]
2. オー1 [審査規程9-2 (1)]
3. カー1.3 [審査規程7-52-1 (1) ②]
4. キー0.40／クー0.50
[審査規程9-7 (1) ④、別添11 4. 4.4. (2)]
5. ケー20／コー150／サー270／シー110
／スー230／セー6,400 [審査規程9-9 (1) ①イ (7)]
6. ソー6 [審査規程7-78-1、7-79-1 (1)]

7. ター20 [審査規程7-80-7-2 (1) ①]
8. チー1,500／ツー250 [審査規程7-85-3 (1) ①]
9. テー31.0／トー42.5 [審査規程9-13 (1)]